

新たに

令和6年度分の住民税が 非課税・均等割のみ課税となる世帯

への給付金 および こども加算給付金

◇給付対象

令和6年6月3日時点で彦根市に住民登録があり、次の要件にあてはまる世帯

※「住民税均等割のみ課税者」は定額減税前の金額で判断します。

世帯全員の
令和6年度住民税が
「非課税」

世帯全員の
令和6年度住民税が
「均等割のみ課税」

世帯員の令和6年度住民税が
「非課税」と
「均等割のみ課税」



以下の世帯は、**給付対象外**です。

- 下記給付金(①または②)の給付対象者を含む世帯 ※受給辞退・未申請の世帯を含みます。
 - ①令和5年度住民税非課税世帯への
物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり7万円)
 - ②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金 (1世帯あたり10万円)
- 他市区町村で令和5年度住民税非課税世帯(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(10万円)または本給付と同等の給付対象者を含む世帯
- 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯 (青色事業専従者や事業専従者を含む。)
- 租税条約により課税を免除されている方を含む世帯
- 令和6年1月2日以降に入国した方のみで構成される世帯



1世帯あたり **10万円** を給付します

こども
加算

同一世帯の18歳以下の **児童1人につき 5万円** を加算

別世帯だが扶養している児童がいる世帯、基準日(令和6年6月3日)以降に出生した新生児がいる世帯は、申請により加算対象になります。

※令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)や家計急変世帯への給付金(3万円または7万円)を既に受給した世帯は、10万円給付金から既受給額を差し引いた額を給付します。

※配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難中であるなど、現在お住まいの住所に住民票を移すことができない方も、申し出によりご自身が給付金を受給できる可能性があります。申請方法等は彦根市コールセンターへご確認ください。

給付金に関するお問い合わせ
彦根市コールセンター 臨時特別給付金担当

☎ **0120-139-105**

受付時間 9/30まで 平日 9:00 ~ 17:00
10/1から 平日 9:00 ~ 16:45

詳しくは、彦根市ホームページ
をご覧ください。

彦根市 給付金 非課税

こちらからもアクセス可能です →



◇受給手続きについて

対象と思われる世帯の世帯主あてに、次のいずれかの案内書類を送付します。各ご案内をよくお読みいただき、必要に応じて申請手続きを行ってください。なお、ご自身が対象であると思われるがお手元に申請書類が届かなかった方は、彦根市コールセンター(☎0120-139-105)にご連絡ください。

※案内書類が届いた世帯であっても、受給要件を満たさない場合は、給付金を受給することはできませんので、彦根市コールセンターまでご連絡ください。

C 「給付のお知らせ」

が届いた世帯

申請は原則不要です

受給を辞退する場合、受取口座の変更を希望する場合は、令和6年9月2日(月) 17時までに彦根市コールセンター(☎0120-139-105)へ申出をしてください。

「給付のお知らせ」に印字されている口座へ振り込みます。

振込時期：9月13日予定

※受取口座を変更する場合や、振込エラーの場合、上記の振込予定日以降の振込になります。お知らせに印字されている口座情報に誤りがないか必ず確認してください。

D 「給付要件確認書」

が届いた世帯

給付金の受取口座を指定してください。

※7月1日以降にマイナポータル等で公金受取口座を登録された方も、手続きが必要です。

申請が必要です

申請書類に必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に返送してください。

書類の提出期限
令和6年10月31日(木)
【消印有効】

E 「給付金申請書」

が届いた世帯

世帯内に住民税の課税状況や扶養状況が確認できない方がおられます。

対象者の所得等を確認し、給付要件を満たす場合は、申請をしてください。

※対象者の課税(非課税)証明書の添付が必要です。

振込時期：9月20日以降、順次書類を受理してから約1か月後

※申請書類に不備があると、給付金の振込が大幅に遅れます。提出前にもう一度、確認書類の不足や記入もれがないかを確認してください。

※期限内に返送がない場合や、返送した申請書類に不備があり、市が確認に努めたにも関わらず、指定する期限までに不備が解消しない場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

! 給付金の申請や受取口座の変更届出には、以下の書類の提出が必要です。すべての書類が揃わないと振込手続きができず、給付金の振込時期が遅れますので、ご注意ください。

①受取口座の確認書類のコピー

通帳の見開きページの写し、キャッシュカードなど、金融機関名、口座番号、口座名義人カナが確認できるもの。



②申請者の本人確認書類のコピー

顔写真つきのマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、在留カード(Residence card)など、いずれか1つ。



③令和6年度住民税課税(非課税)証明書【給付金申請書が届いた世帯のみ】

未申告の方、令和6年1月2日以降に彦根市へ転入した方は添付が必要です。

! 申請内容に虚偽があることが判明した場合には、給付金の返還を求めるとともに、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。